

貸金業法「再改正」の動きを非難する決議

深刻化する多重債務問題を解決するために、国民的議論を経た上で平成18年12月に国会で全会一致で成立した改正貸金業法は、その後、平成22年6月までに完全施行され現在に至っている。高金利の引き下げ、総量規制を柱とする貸金業法の改正と官民を挙げた多重債務対策により、多重債務者は減少に転じており、法改正は順調にその成果をあげている。一部で懸念されていたヤミ金融被害も増えてはいない。

ところが、与野党の一部でこの貸金業法を「再改正」し、総量規制の緩和等を画策する動きがあるという。その論拠とされているのは、詰まるところ、改正貸金業法により、借りられない者が増加しヤミ金融に流れているというものである。しかもそのヤミ金融はソフト化し潜在化しているため被害が表面化していないだけなどというものである。

このような議論は、平成18年の貸金業法改正当時から貸金業界やその意を酌む一部の研究者・政治家から繰り返されてきたものであり、既に克服された過去の議論の蒸し返しに過ぎない。そして、今般貸金業法「再改正」を画策する議員のほとんどは、平成18年当時に何故か貸金業界擁護の論陣に固執し続けた顔ぶれであり、あきれるばかりである。

私たちは、再び多重債務被害の再燃・拡散を招く「再改正」の動きを強く非難する。そしてかかる「再改正」の動きに対しては徹底的に闘うことを明らかにする。

政府に対しては、このような「再改正」の動きに惑わされることなく、相談窓口・セーフティネット貸付の拡充やヤミ金融の徹底した取締など多重債務対策の更なる充実を求めるものである。

2012（平成24）年4月14日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会

拡大幹事会 in 広島

参加者一同